

契約条項兼重要事項説明書

電気事業法第2条の13の規定に従い、電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。

取次店(契約当事者) 増田石油株式会社 〒810-0074 福岡県福岡市中央区大手門3-4-5 お問い合わせ窓口 (平日) 月～金 9:00～17:00 ・福岡支店ガス営業所 092-741-8336 ・大牟田ガス営業所 0944-54-6298 ・長崎支店ガス営業所 095-895-7022 ・枕崎ガス営業所 0993-72-9946 ・大隅ガス営業所 0994-44-1010 ・鹿児島支店ガス営業所 099-257-5127 上記時間以外は、委託先コールセンターへ転送を行います。 増田石油ホームページ: http://www.masudag.co.jp/	
小売電気事業者 株式会社 サイサン 登録番号:A0015 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5 お問い合わせ窓口 受付時間 24時間 電話 0120-106-142 Eメール info-ene@saisan.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします	
申込方法	申込用紙に必要事項を記載し提出いただきます
供給電圧	100V/200V
周波数	東日本 50Hz/西日本 60Hz
契約期間	1年(供給開始月を含めた12ヶ月)
契約更新の取扱	自動更新あり
契約メニュー	申込用紙(表面)に記載の通り
計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
小売供給に係る料金	別紙料金表記載の通り
請求締日	原則検針・計量日の属する月または翌月
契約容量	申込用紙(表面)に記載の通り

供給開始予定日

1. 申込用紙(表面)をご確認ください。
2. 取次店へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

料金の支払方法

1. 口座振替 口座振替日は取次店が指定した日といたします。
2. クレジットカード 支払日はカード会社によって異なります。
3. その他 その他のお支払方法については、取次店規程によりご指定いただける場合があります。

料金の支払期日

原則として検針(計量)日の翌々月末日

契約更新の取扱

契約期間が満了する15日前までにお客さままたは取次店どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に契約が更新されます。

※ 契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、20日前までに通知いただく必要があります。

料金調停の方法

毎月取次店がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または取次店があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

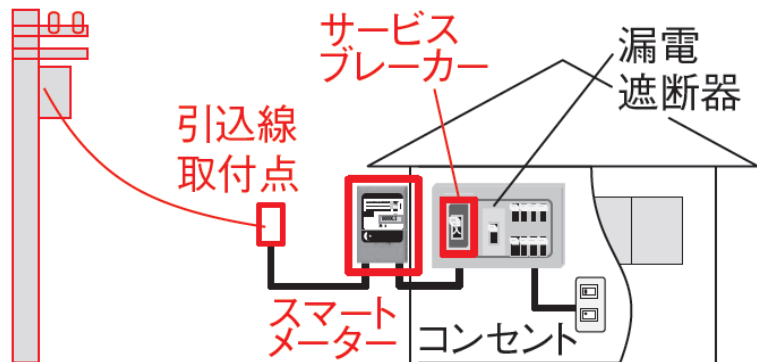
契約に関わる注意事項

1. 取次店へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等(以下、旧事業者という)との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、取次店へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。
また、以下の旧事業者との取引またはその期間及びその内容等においてご利用されたサービス等について、取次店へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。
 - 特典及びポイントサービス
 - 割引メニューまたは割引サービス
 - 各種照会サービス
 - その他旧事業者との取引に係るサービス等
2. 小売電気事業者はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に、お客さまにお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない場合は取次店が契約を解除し、一般送配電事業者により電気の供給を受ける他の小売電気事業者に切替えていただくことがあります。詳細は電気供給約款をご参照ください。(以下、重要部分抜粋)
 - (ア) 検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
 - (イ) 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること
3. お客さまが以下の事項に適合する取次店が判断した場合、取次店は解除日の 15 日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。
 - (ア) お客さまが電気料金(この契約以外の電気料金を含みます)を取次店の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
 - (イ) お客さまが電気供給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気供給約款に違反した場合
 - (ウ) お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
 - (エ) 託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合
4. 取次店は、料金改定をする場合があります。料金改定は、料金改定実施日の 90 日前までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一料金改定に同意いただけない場合は供給開始から 12 ヶ月未満であっても解約事務手数料なしで他の小売電気事業者に切替えていただくことができます。
5. 燃料費調整制度は、お客さまの契約地点のある、特定小売供給を行う小売電気事業者の公表する燃料費調整制度を準用するものとします。公表がされなくなった場合は、取次店独自の燃料費調整制度を作成・公表し、この制度に従って燃料費調整を行うものとします。
6. お客さまは取次店が、一般送配電事業者の請求に基づき小売電気事業者からお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を求められた場合、または小売電気事業者が施設しその費用を取次店が求められた場合、その費用について、電気供給約款に基づき、お客さまに取次店の指定する方法により支払っていただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気供給約款ご参照ください。

個人情報の取り扱いについて

本申込用紙にご記入されたお客さまの個人情報[氏名、住所、電話番号等連絡先情報及び小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報(託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法)等]は、取次店および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

計量器・配線その他の工事に関する費用負担について



赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担はありません。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客さまのご負担となります。

クーリング・オフに関するお知らせ

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。
2. この場合、
 - ① お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに引渡された商品の引取り費用は取次店が負担します。
 - ③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために取次店が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または取次店が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、取次店から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、はがき等(簡易書留が確実です)により増田石油株式会社宛にご郵送ください。(ご記入内容は以下ご参照ください)

<input type="checkbox"/>	郵便はがき 810-0074
● 住所	福岡市中央区大手門3丁目4番5号
● ご契約者名 (フリガナ)	増田石油株式会社 宛
● 電話番号	

● 商品名	申込(契約)日
● 電話番号	西暦 〇〇〇〇年〇月〇日
● 販売店住所	
● 販売店名	

右記日付の申込は撤回し、
又は契約を解除します。